

第6章 再犯防止の推進に向けて

1 背景

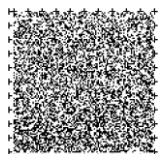
全国の刑法犯認知件数は、平成15（2003）年以降は減少していたが令和4（2022）年から上昇に転じ、刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成9（1997）年以降上昇傾向にあり、令和5（2023）年には47.0%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

こうした状況を受け、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、国において平成29（2017）年12月に第一次再犯防止推進計画を、令和5（2023）年3月に第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）を策定しています。第二次推進計画においては、重点課題の一つに「地域による包摂の推進」が掲げられ、犯罪や非行をした人の中で、保健医療・福祉等への各種行政サービスへのアクセスが困難である人や、複合的な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定した生活を送るために、適切にサービスを提供するよう努めることが市区町村の役割として示されました。また、立直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

本市の刑法犯認知件数は、全国や広島県と同様に平成28（2016）年以降令和3（2021）年にかけて減少しましたが、令和4（2022）年に再び増加しております。また、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は50%前後を推移しており、国の再犯者率より高い状況が続いています。新たな被害者を生まない安全で安心な社会を実現するために、再犯防止への取組みは重要であると考えられます。

そのため、本市では、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、令和4（2022）年3月に東広島市再犯防止推進計画を策定しましたが、令和6（2024）年度で計画期間が満了することから、この度、本計画と一体的に再犯防止計画を改訂することとしました。

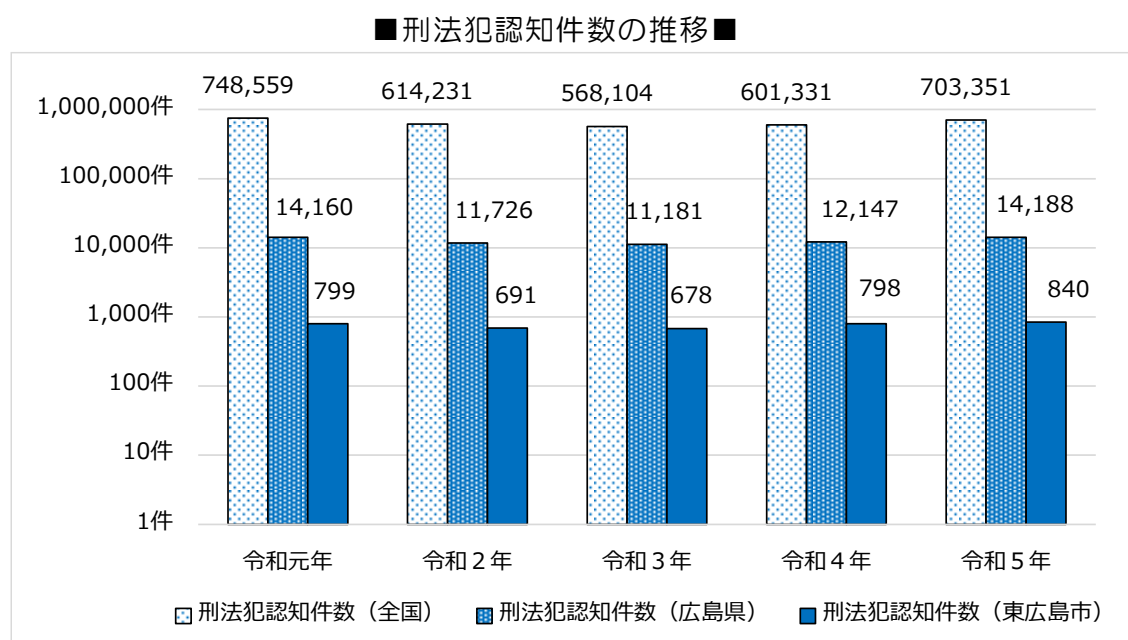
誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる社会の実現を目指し、地域共生社会の推進と一体的に施策を進めていきます。



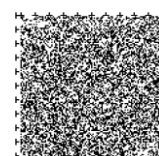
2 本市の現状

(1) 刑法犯認知件数の推移（全国・広島県・東広島市）

刑法犯認知件数は、令和3（2021）年にかけて減少しましたが、令和4（2022）年から再び増加しており、全国や広島県とほぼ同様の傾向となっています。



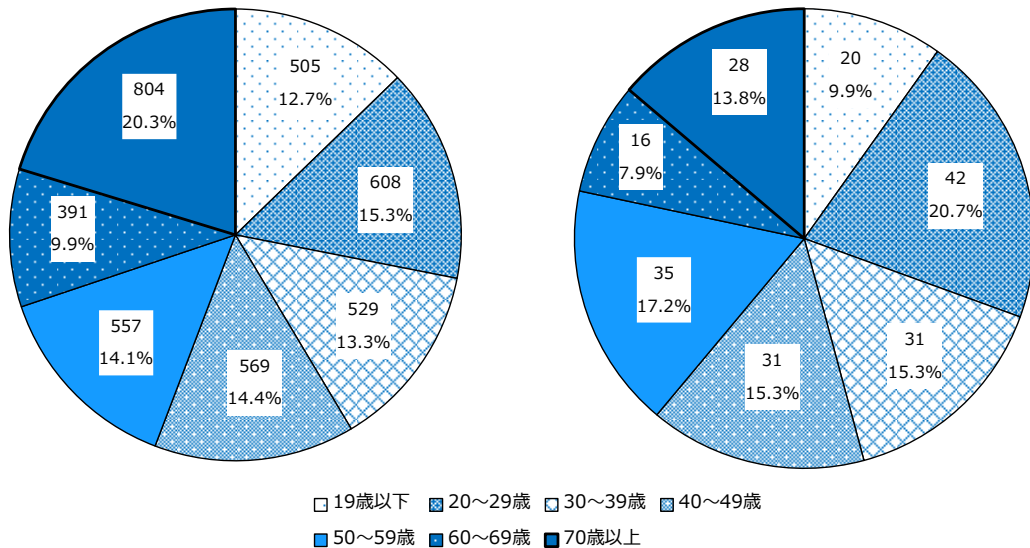
資料：広島県犯罪統計資料



（２）刑法犯検挙者数の年代別構成比（広島県・東広島市）

令和５（２０２３）年の刑法犯検挙者数の年代別構成比をみると、２０～２９歳の割合が最も高く、次いで、５０～５９歳、３０～３９歳、４０～４９歳、となっています。また、広島県に比べ、２０～５９歳の占める割合が高く、１９歳以下、及び６０歳以上の占める割合は少なくなっています。

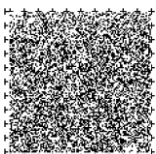
■ 刑法犯検挙者数の年代別構成比（令和５年） ■



刑法犯検挙者数の年代別構成比（令和５年） 広島県

刑法犯検挙者数の年代別構成比（令和５年） 東広島市

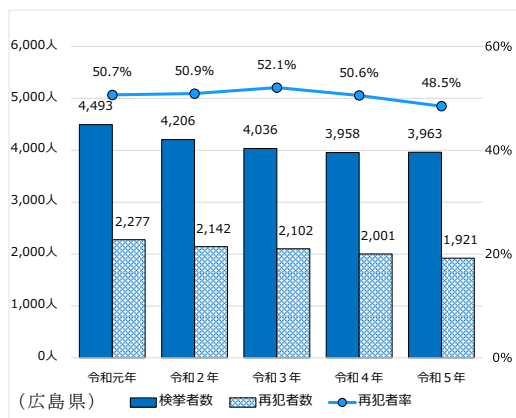
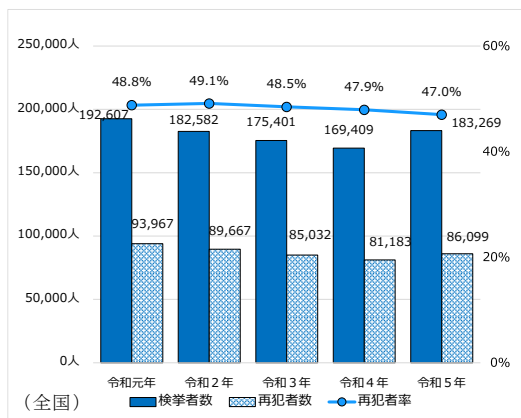
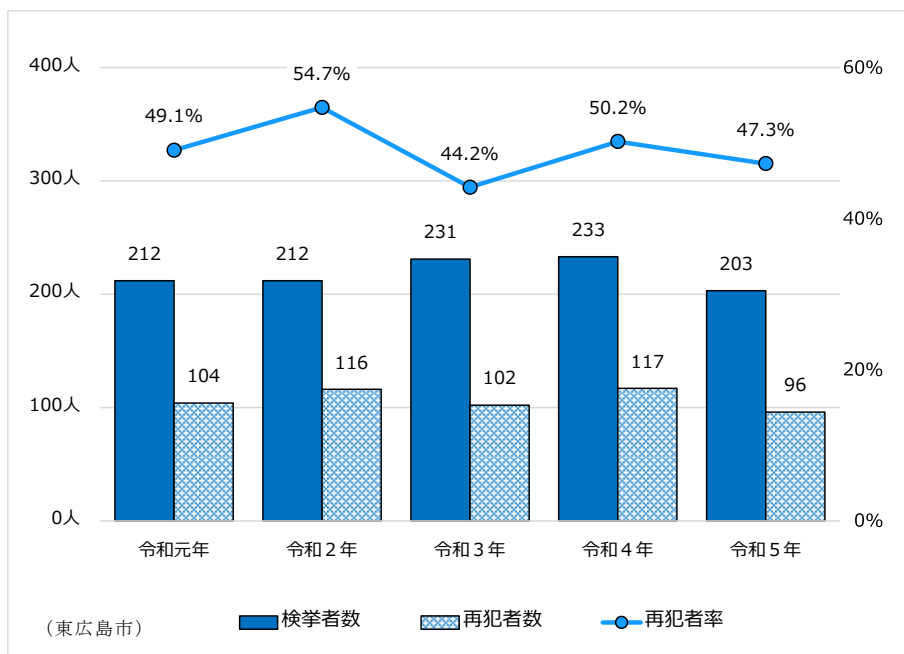
資料：広島県犯罪統計資料



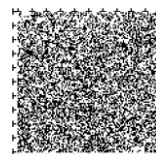
(3) 刑法犯検挙者・再犯者数の推移（全国・広島県・東広島市）

刑法犯検挙者数・再犯者数については、再犯者率は令和元（2019）年以降、約 44～55%の間で推移しており、令和 5（2023）年では 47.3%となっています。令和 5（2023）年の再犯率は、広島県や全国とほぼ同水準となっています。

■ 刑法犯検挙者・再犯者数の推移 ■



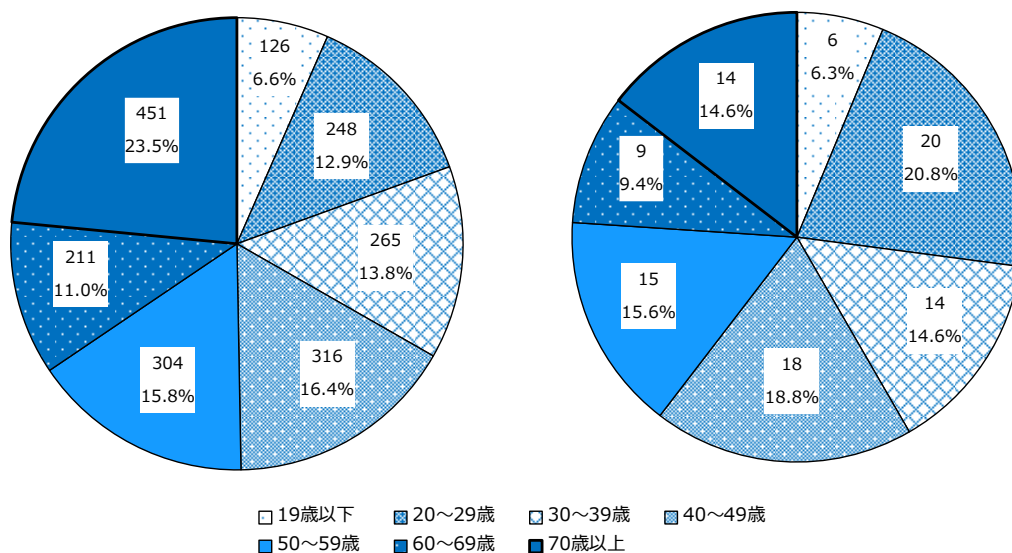
資料：広島県犯罪統計資料



(4) 刑法犯再犯者数の年代別構成比（広島県・東広島市）

令和5（2023）年の刑法犯再犯者数の年代別構成比をみると、20～29 歳以上が最も高く、次いで、40～49 歳、50～59 歳、30～39 歳、となっています。また、広島県と比べて、70 歳以上の割合が低い一方で、20～29 歳の割合が高くなっています。

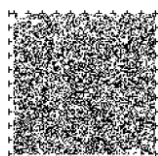
■ 刑法犯再犯者数の年代別構成比（令和5年） ■



刑法犯再犯者数の年代別構成比（令和5年） 広島県

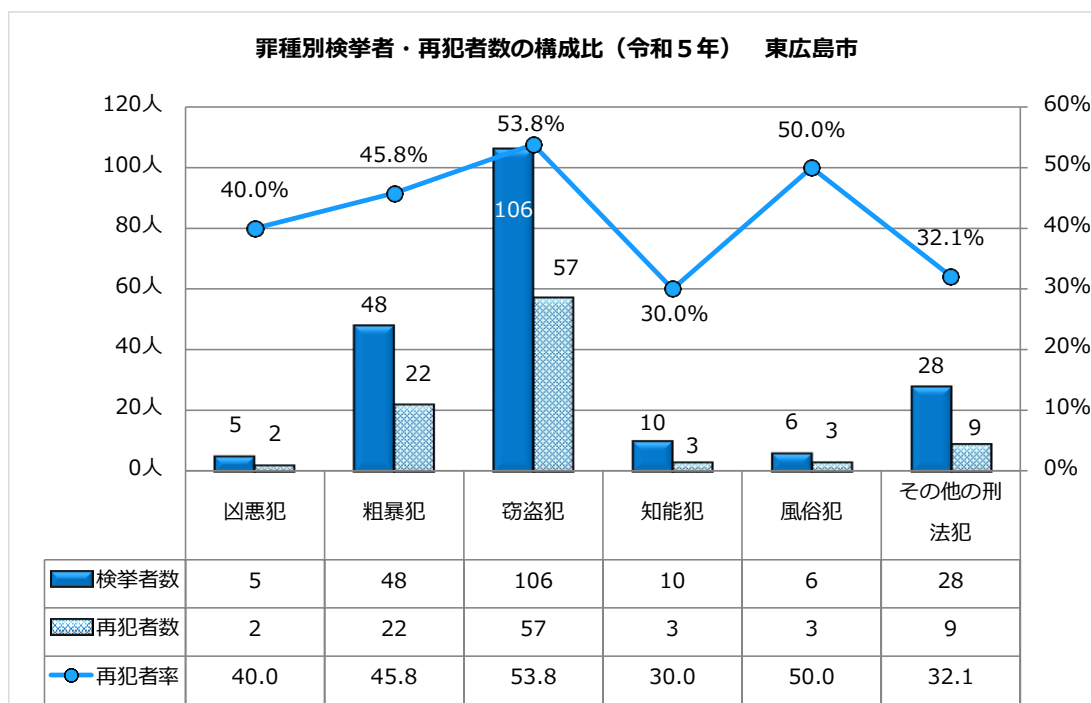
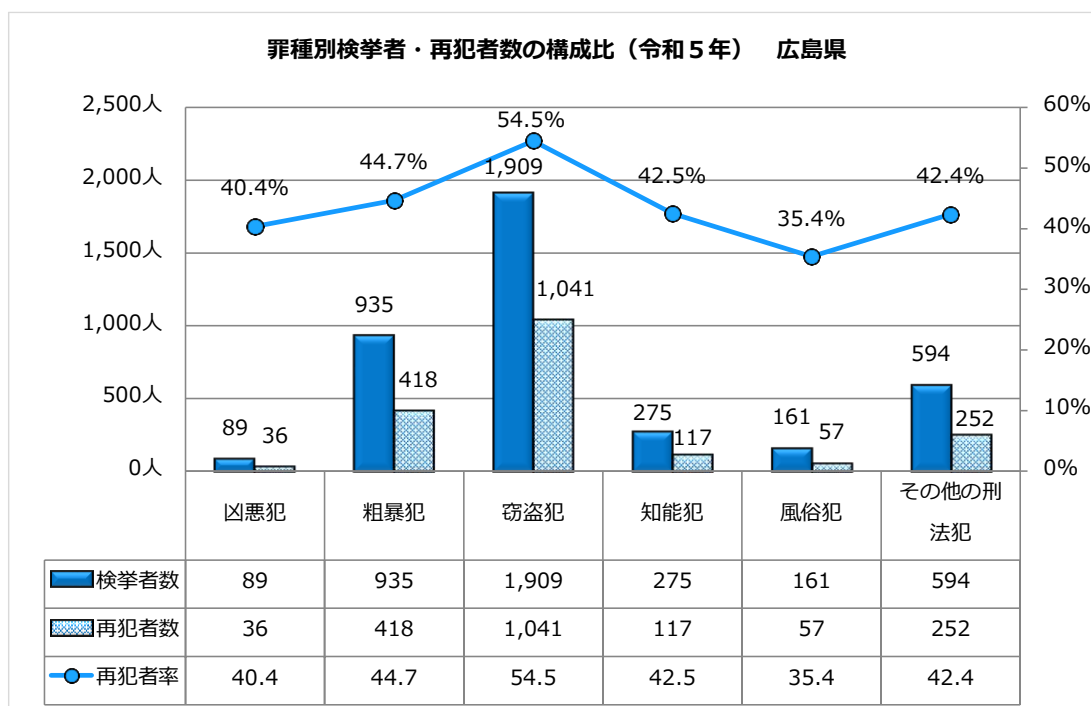
刑法犯再犯者数の年代別構成比（令和5年） 東広島市

資料：広島県犯罪統計資料

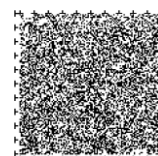


(5) 刑法犯検挙者・再犯者数の罪種別構成比（広島県・東広島市）

東広島市の再犯者率は、窃盗犯・粗暴犯・凶悪犯は広島県とほぼ同水準ですが、知能犯は広島県より低く、風俗犯は広島県より高くなっています。



資料：広島県犯罪統計資料



3 前計画の振り返り

前計画では、犯罪や非行をした人に対し、関係機関が必要な支援を行うことで、再犯を未然に防ぎ社会での更生をサポートするとともに、社会とのつながりの中ですべての市民が人生を輝かせることができる地域共生社会の実現を目指すことを基本理念とし、4つの基本方針と3つの重点施策を掲げ、令和4（2022）年度からの3年間で再犯防止に関する各種施策を展開しました。

「重点施策1 再犯防止に向けた支援体制の整備」では、犯罪や非行をした人が立ち直り、自立した生活を送るため、就労支援・就労準備支援へのつなぎや、住居を確保することが困難な方などへの相談支援に取り組みました。また、複雑・複合化した課題を持つ世帯の人が、地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活圏域ごとに関係機関が集まり会議を開催し、対象者への支援検討や情報共有を図りました。「重点施策2 犯罪ゼロに向けた地域社会の構築」では、市民生活の安全・安心を確保するため、不審者情報の随時メール配信や、防犯灯等の設置費用の一部を補助しました。また、近年の多様化・複雑化する人権課題の解決に向け、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、日常生活の中で人権尊重の理念が根付くよう、各種啓発活動を実施しました。「重点施策3 連携体制及び広報・啓発活動の推進」では、“社会を明るくする運動”を通じて再犯防止・更生保護に関する理解促進のための啓発活動や、東広島地区保護司会・東広島地区更生保護女性会など、更生保護に関わる関係団体等について広く理解を得るために、パネル展などにより活動紹介を行いました。

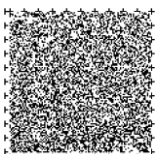
なお、それぞれの取組みについては、東広島市再犯防止推進会議に状況を報告し、委員から意見をいただきながら計画の進捗管理を行いました。

引き続き、支援を必要とする犯罪や非行をした人に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを行うことが必要となっています。

4 基本方針

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居が無い人、高齢者や障がいのある人、生活が困窮している人等、様々な課題を抱えている人が少なくありません。さらに、地域コミュニティの希薄化や犯罪や非行をした人への偏見や差別などから、地域社会とのつながりを築けず、社会の中で孤立している人もいます。再犯防止等の取組みには、犯罪や非行をした人の生活再建や周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、きめ細やかな福祉的支援、自立した生活が可能になるまでの「息の長い支援」が必要とされています。

また、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情等を理解し、自ら社会復帰のため



に努力することが重要であるとの認識のもと、関係機関・団体との連携を強化し、推進していく必要があります。

このため、本市では安全で安心な社会を実現するため、関係機関・団体と連携し、犯罪や非行をした人を含め、様々な課題や生きづらさを抱える人の生活を包括的な支援体制により支えていきます。

5 策定の目的

- 1) 犯罪や非行をした人が出所し、地域社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを提供するとともに、法務省官署等の関係機関と連携しながら、犯罪や非行が起きにくい地域づくりに取り組みます。
- 2) 再犯防止施策は、就労・住居の確保、福祉サービスによる支援等多岐にわたっているため、各施策が連携し総合的に推進できる体制を整えます。

6 再犯防止に関する取組み

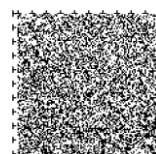
【市が取り組むこと】

(1) 再犯防止に向けた支援体制の整備

(ア)「誰一人取り残さない」相談支援の充実 (地域共生社会推進計画 基本目標3)

《施策展開の方向性》

- 犯罪や非行をした人の中には、家族や親族、友人との交流が途絶えている場合や様々な制度の変更、社会の変化等により、日常生活にも戸惑う場面があることが想定されます。
- 普段の生活で困ったことがあったときに、一人で抱え込まずに気軽に相談でき、解決に向けて寄り添ってくれる人が身近にいれば、これほど心強いことはありません。
- そのため、市や社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、困っている当事者を起点とした、制度の狭間のない相談支援体制を構築するほか、地域との連携により孤独・孤立をなくしていく取組みを進めます。
- 上記を踏まえて、困ったときに気軽に相談できるような相談支援体制を強化し、誰一人残さないような仕組みを構築します。



地域共生社会推進計画 施策３－①「制度の狭間」のない相談支援体制の構築

困りごとを抱えていても、どこに相談すればいいのかわからない方がおられます。

また、相談先は分かっている、時間や場所の都合で、なかなか相談窓口にとどり着かないこともあります。

そのため、各分野の相談支援機能及び総合相談機能を充実させることで、生活上のあらゆる相談に伴走支援できるような体制を構築します。

主な取組みの内容 【再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
福祉の総合調整、総合相談窓口（HOT けんステーション）における相談支援	福祉の総合調整機関である「HOT けんステーション」において、制度の狭間にある方や、複雑化・複合化した生活課題を有する世帯への総合的、包括的な支援調整を実施します。	地域共生推進課
各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援機能の充実	様々な困りごとを抱えた方が支援機関につながりやすくなるよう、各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援について、より身近な地域における相談窓口の充実や、アウトリーチ支援を推進します。	各窓口担当課

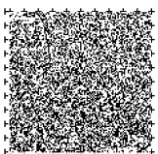
地域共生社会推進計画 施策３－②「当事者」を起点とする多職種連携による支援

困りごとを抱えていても、各種法令や支援制度が縦割りであることなどから、支援者同士の連携がない、または不十分なまま支援がなされることがあります。

支援に関わる関係機関が日常的に連携していくことにより、制度起点ではなく、市民起点、当事者起点による伴走支援体制を構築していきます。

主な取組みの内容 【一部再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
各日常生活圏域における専門職の連携体制の充実	日常生活圏域ごとに設置している、多職種によるネットワーク体制（コアネットワーク会議）のさらなる充実により、困りごとを抱えている当事者に対し、チームアプローチによる伴走支援をしていきます。	地域共生推進課 各窓口担当課



取組項目	取組内容	主な担当課
教育機関を含めた各分野における連携体制構築	各分野における基幹機能を充実させることで、各支援機関に対する支援（支援者支援）を充実させるとともに、人材の養成につなげていきます。 学校等の教育機関との連携体制を構築し、修学支援や生活支援を進めます。	各窓口担当課
保護司等の支援者に対する支援	保護司が安全安心な更生保護活動を行うことができるよう、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの公共施設内への移設の検討や、面接場所となる地域センターの休日等の利用支援・保護司候補者確保のための支援を行います。 また、再犯防止の一翼を担っている更生保護団体の活動支援を行います。	地域共生推進課
非行防止活動	警察署と連携し、小中学校で非行防止教室を開催し、非行防止に取り組めます。 また、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支える取組を行います。	指導課 青少年育成課

地域共生社会推進計画 施策３－③「小さな声」を聞き逃さない支援

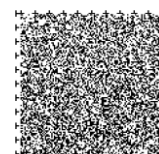
困りごとを抱えている方の中には、地域からの孤立や望まないままに孤独な状態となり、誰に向けて「助けて」を言えばいいのかわからず、声を上げること自体をあきらめてしまっている場合もあります。

一方で、私たちが地域住民として生活していく中で、ちょっとした変化やサインなどから、こうした状況に気づくことがあります。

本市では、こうした市民の気づきを丁寧に受け止めるとともに、関係機関や地域住民との連携を図ることで、「小さな声」を聞き逃さず、必要な支援につなげていきます。

主な取組みの内容 【再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
孤独・孤立対策の推進	地域からの孤立や、望まない孤独にある方に対し、地域とのつながりの場を提供し、エンパワメントを目指す社会的処方 の取組を推進します。	地域共生推進課



(イ) 地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり (地域共生社会推進計画 基本目標4)

《施策展開の方向性》

- 生活上の困りごとを解決するためには、様々な分野のサービスが整っていることに加え、時代の変化などにより、新たな社会課題についても対応していく必要があります。
- 単身や高齢等でアパートを借りにくいなど、「生活のしづらさ」ともいうべき課題が発生しており、対応できる体制づくりが求められています。
- そのため、犯罪や非行をした人も含めて、市民一人ひとりが、必要なサービスを受けることで、健幸に暮らせるような基盤づくりを目指して、各分野におけるサービスを充実していくとともに、既存のサービスだけでは解決が難しいような課題についても支援を進めていきます。

地域共生社会推進計画 施策4－①「分野ごとの制度・サービス」の充実・深化

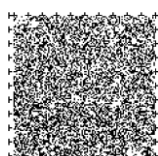
施策4－②「生活のしづらさ」を改善する取組みの推進

地域で「健幸」に暮らしていくためには、健康で、学びや生きがい、就労等による生活の充実を目指すことに加えて、生活を補助する各分野の制度やサービスそのものが充実していくことも必要です。

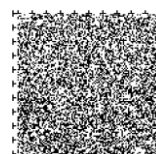
各分野の既存の制度をより充実・深化していくとともに、これらの共通する基盤となる健康づくりを推進し、より健幸に暮らせるまちを目指していきます。

主な取組みの内容 【一部再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
分野ごとの制度 ・サービスの充実	高齢者支援のさらなる充実	地域包括ケア 推進課
	高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々なニーズに応じた支援サービス(高齢者福祉サービス、配食サービス及び安否確認、養護老人ホームへの措置入所等)を実施します。	
	障がい者支援のさらなる充実	障がい福祉課
	障がいがあっても、安心して生活できるように、障がい福祉制度等について、障がいの特性に応じた分かりやすい情報発信や情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図ります。	



取組項目	取組内容	主な担当課
分野ごとの制度 ・サービスの充実	こども子育て支援のさらなる充実 全てのこどもと親への妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボラのさらなる充実を図ります。	こども家庭課
	生活困窮者支援のさらなる充実 生活困窮がある場合、生活保護制度による支援を行うほか、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援をはじめとする各種相談支援や、住居を失うおそれのある方等に対する家賃補助等を行います。 また、地域社会の中で自立した生活を送ることを目指して、一人ひとりの特性に応じた就労支援や基本的な生活習慣や社会的能力の形成などの就労準備支援を行います。 また、生活困窮世帯等の児童生徒に対し、個別の学習機会の確保や居場所の提供として、訪問型学習支援及び集合型学習支援を実施します。	地域共生推進課 生活福祉課
健康づくりの推進	自身の健康への関心を高めるとともに、地域住民などとの交流を持ちながら、地域ぐるみで、心とからだの健康づくりに対する取組みを促進します。	医療保健課
住居の確保に向けて特に配慮が必要な人への居住支援	住まい探しに困っている人に対し、住宅セーフティネット制度等の周知を図るとともに、住居の確保を支援し、地域で安心して生活ができるよう、市、不動産事業者、居住支援法人等の関係機関による居住支援協議会を設立し、研修や情報共有を図りつつ、必要な施策について検討していきます。	住宅課 地域共生推進課



(2) 再犯防止に向けた地域社会の構築

みんなの「やってみたい」を応援（地域共生社会推進計画 基本目標2）

《施策展開の方向性》

- 犯罪や非行をした人の中には、「何かをやってみたい」と思っても、実際に活動することが簡単ではない人がいます。
- そのため、「やってみたい」の思いが「やってみた」の行動につながるよう、また「続けたい」「もっと良くしたい」という思いに応えられるような支援をしていきます。

地域共生社会推進計画 施策2－③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり

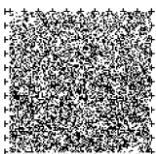
私たちの住む地域には、高齢者や子ども、障がい者、生活が苦しい人、地域から孤立している人、外国人など様々な人がいます。

みんなが地域で共に生きていくためには、日頃から互いが気にかけてあい、支え合うとともに、多くの人が気軽に利用できる多様な居場所を作っていくことが重要です。

みんなの「やってみたい」が、インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくりにもつながるよう支援していきます。

主な取組みの内容【再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進	CSW、地区担当保健師、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携により、地域の見守り、支え合い、居場所づくりを促進します。	地域共生推進課



(3) 連携体制及び広報・啓発活動の推進

学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」 (地域共生社会推進計画 基本目標1)

《施策展開の方向性》

- 再犯防止等の取組みに関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではありません。更生の意欲を有する犯罪や非行をした人が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯防止等の取組みを、分かりやすく効果的に広報し、広く市民の関心と理解が得られるものとしていく必要があります。
- 市民一人ひとりが支え手、受け手を超えた「シアエル関係」を築くためには、まず、わたしたち自身が地域で起きている様々な問題を知り、学び、自分ゴトとして受け止めていく必要があります。
- そのため、あらゆる機会を捉えてこうした学びを促進するとともに、様々な地域課題を発見・解決・共有する仕組みを構築していきます。
- また、市民一人ひとりが地域課題を知り、自分ゴトとして受け止めていくことで、地域のさまざまな課題に興味を持ち、その興味関心から「何かをやってみたい」につながるような取組みを進めていきます。

地域共生社会推進計画 施策1-①「学び」や「気づき」が増える取組み

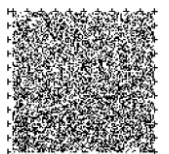
私たちの身の回りには、大小さまざまな地域課題があります。過疎化の進展による地域の担い手不足のように、社会構造と密接に関連しているような地域課題もあれば、不登校やひきこもりのように、かつては主に家庭の問題とされていたものが、近年、社会全体の問題と認識されはじめているようなものもあります。

こうした地域課題を、自分には関係ない「他人事」としては、助け合う気持ちも生まれにくく、豊かな地域社会は形成されません。

地域課題を「自分ゴト」として受け止めていくためには、まず、こうした地域課題があることを「学び」、私たちの身の回りで起きていることに「気づく」ことが何よりも大切です。

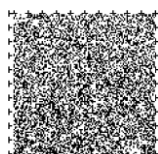
また、互いの立場や生活を理解し、あいさつやちょっとした声掛けを通じ、気軽に「助けて」が言い合えるような地域にしていくことで、みんながより生きやすい地域社会が形成されていきます。

そのため、様々な機会を通じてこうした学びや気づきにつなげていくとともに、より気軽に「助けて」が言い合えるような社会の形成に取り組んでいきます。



主な取組みの内容【一部再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等を実施し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図ります。	人権男女共同参画課
豊かな心を育む福祉教育の推進	総合的な学習の時間等を活用し、福祉について学ぶことで、支え合いの大切さを知り、地域共生社会を形成していくような豊かな心を育みます。	指導課
関係団体との連携による活動の啓発	“社会を明るくする運動”への支援や再犯防止・更生保護に関する市民の関心と理解を深めるため、保護司会及び更生保護女性会、青少年育成東広島市民会議等と連携し、様々な方法により、広報・啓発活動を行っていきます。	青少年育成課 地域共生推進課
保護司等の支援者に対する支援	保護司が安全安心な更生保護活動を行うことができるよう、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの公共施設内への移設の検討や、面接場所となる地域センターの休日等の利用支援・保護司候補者確保のための支援を行います。 また、再犯防止の一翼を担っている更生保護団体の活動支援を行います。	地域共生推進課
関係団体・機関との連携強化	保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの民間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関（矯正施設等）との情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域共生推進課



【関係機関と連携して取り組むこと】

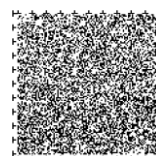
- 広島西条公共職業安定所（ハローワーク）、東広島地区協力雇用主会及び広島県就労支援事業者機構と連携し、協力雇用主に対する国の支援制度（協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（※）及び身元保証制度（※））を周知すること等により、犯罪や非行をした人を雇用する企業等の開拓を進め、広島保護観察所の協力雇用主への登録を促していきます。
- 東広島市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」の活動を通じて、在院者の自己有用感の醸成を図るほか、帰宅先でも支援が途切れることがないように、関係団体とのネットワークを構築します。また、同団体の活動が円滑に行えるよう、活動紹介を含めた市内矯正施設の理解促進のための啓発活動等に協力します。
- 少年サポートセンター（広島県警察）において、非行や家庭内暴力など少年に関する様々な相談を受け、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行います。
- 広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）と連携し、小中学校において「万引き防止」や「SNSの危険性」などの非行防止教室や、「アンガーマネジメント（※）」や「アサーション（※）」といった社会適応力の向上等に資する出前講座等を開催し、非行犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組めます。また、犯罪をした者等へのアセスメントの専門機関である同センターとの連携を通じ、児童生徒の抱える問題性等の深刻化を未然に防ぎ、効果的に働きかけて支援を行います。

※協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度：刑務所出所者等を雇用し、雇用保険に加入させるとともに、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支払う制度

※身元保証制度：刑務所出所者等が協力雇用主の許での就職に際して身元保証人を確保できない場合に、民間事業者が1年間身元保証をし、協力雇用主に業務上の損害を与えた場合などに一定の条件を満たすと、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

※アンガーマネジメント：怒りの感情を理解し、適切にコントロールするための手法

※アサーション：自分の意見や感情を素直に、かつ相手を尊重しながら伝えるための手法



7 注視する指標

令和4（2022）年3月に策定した東広島市再犯防止推進計画において成果指標に掲げた再犯者率の減少について、引き続き注視する指標として掲げ、再犯防止に関する取組みを推進していきます。

東広島市内における再犯者率

令和 5（2023）年 47.3%

令和 11（2029）年 全国平均以下（参考数値：令和 5 年 47.0%）

